

ILCアクションプラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1 ILCと共生するまちづくりビジョンに掲げる将来像具現化のためのILCアクションプラン（以下「プラン」という。）の策定において、広く市内の民間団体、事業者、関係機関等の意見及び提言を反映させるため、ILCアクションプラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他プランの策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の民間団体、事業所の役員等
- (2) 関係機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(協力の要求)

第7 委員会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、企画政策部ILC推進室において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。